

オープンソースとWeb2.0が変えるソフトウェア特許のあり方

オープンソース陣営と特許界は、従来、対立が先行して議論がかみ合わなかった。しかし最近、“イノベーション”という共通目標に向かい、相手方の仕組みもとり入れていこうとする変化の兆しが米国を中心にみられるようになってきている。本稿では、オープンソース陣営と特許界双方の変化の動向を、その背景とともに紹介する。

対立構造の変化

オープンソースと特許とは、これまで水と油のような関係であると思われてきた。オープンソース陣営は「ソフトウェアに特許はそぐわない」と主張し、権利化と保護を訴える商用ソフトウェア企業や特許界と対立してきたためである。

しかし最近、こうした状況に少しずつ変化が生じつつある。双方が相手の仕組みをうまく利用して、自らをより発展させようとする動きがみられるのである。

この変化は“イノベーション”というキーワードに着目すると説明がつくように思われる。この言葉が頻繁にとりあげられるようになったひとつの契機は、米国の競争力評議会が2004年末に発表した「イノベートアメリカ」と題する報告書である (<http://www.nedodcweb.org/report/2005-2-3.html>)。

これ以降、米国ではイノベーションの重要性を説く提言や法案の提出などが相次いだ。米国特許商標庁は、イノベーションという目標を意識して動き出し、これと時を同じくして、オープンソース陣営にも変化がみられるようになった。

オープンソース陣営の動向

変化の背景としては、まずソフトウェア開発におけるオープンソースの位置付けが大きく変わってきたことがあげられる。いまや大企業の基幹システムにもオープンソースが採用されており、多くの企業がオープンソースを用いた開発やサポートで収益をあげている。意外に思われる向きがあるかもしれないが、最近ではオープンソースの少なからぬ部分を、企業に属する開発者が業務の一環として開発するようになってきている。オープンソースを支える母体が、個人のボランティアの集合から企業へと移りはじめているのである。

このように次第にメジャーな存在になりつつあるオープンソースに対し、2005年初め頃から、自社特許の開放を発表する企業が出てきた。IBM社やサンマイクロシステムズ社、ノキア社などが、オープンソースを用いたシステム開発を守り発展させるために、自社の特許を開放することを宣言している。先頭を切って開放を決めたIBM社は2005年1月の発表に際して「これからの“Innovation Economy”においては、知的財産を新しい形で使うことが必要である」とコメントしている。

野村総合研究所
知的財産部
副主任専門スタッフ
中村美保（なかむらみほ）
専門は特許・商標等の知的財産権



一方、特許イコール独占であるとは限らないことに気付いたオープンソース開発者の側でも、まだ少数ではあるが、オープンソースに関する技術の特許出願する例が出はじめた。実際、特許を出願したある発明者からは、「特許は技術をより良いものにするための一工程と感じている」という意見すら聞かれる。「技術をより良いものにするための」とは「イノベーションのための」と言い換えることもできるように思われる。

従来から特許に親しんでいる企業あるいは企業内開発者がオープンソースの担い手として登場したことで、まだ萌芽的ではあるものの、特許がオープンソースのイノベーションのための手段として活用されはじめています。

特許界の動向

他の技術分野以上に進化のスピードが速く、またインターオペラビリティ（相互運用性）が重視されるソフトウェア技術の保護について課題を感じていた特許界も、イノベーションを指向して動きはじめています。

米国特許商標庁は、オープンソースコミュニティの協力により、ソフトウェア特許の審査に際して審査官がコミュニティの保有する先行技術情報にアクセスできるようになると2006年1月に発表した（<http://www.uspto.gov/web/offices/com/speeches/06-02.htm>）。また、一般からも先行技術について広く情報を受け付ける方針である。そうすることで審査

の正確性を高め、技術者の合意を得られないような技術に権利を付与することを防ごうという趣旨である。

このような動きに呼応して、2006年8月には、特許弁護士らが参加型の特許評価サイト「WikiPatents」プロジェクトを立ち上げた（<http://www.wikipatents.com/>）。このサイトでは、誰もが特許の表現を一般にわかりやすく説明しなおしたり、関連する先行技術情報を提供したり、あるいはライセンスの可能性についての評価を行ったりすることができる。特許の成否の判断を特許庁だけに任せず、広く衆知を集めようという、いわばWeb2.0的な発想をとり入れたものと言える。

ソフトウェア特許の新しい枠組みへの期待

当然のことながら、オープンソース陣営のすべてが、ソフトウェア特許を許容してこれを積極的に利用しようとしているわけではない。むしろ依然として反対派のほうが多数である。特許界にあっても、オープンソースは「出所がはっきりせず、侵害のクリアランスもできていない」というネガティブな印象が根強いことも事実である。

それでも、「イノベーションのために何をすべきか」という問題意識が共有されはじめている。両者はようやく対話の緒に就きつつあるように思う。その先に、ソフトウェアの保護や活用の新しい枠組みがみえてくることを期待したい。